

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 14 日現在

機関番号：12102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26380111

研究課題名(和文) 三当事者以上の契約に関わる基礎理論の考察

研究課題名(英文) A consideration of the basic theory of a contract made by three or more parties

研究代表者

岡本 裕樹 (Okamoto, Hiroki)

筑波大学・ビジネスサイエンス系・教授

研究者番号：90372523

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：現実の取引では1つの取引に3人以上の当事者が関与することが少なくない中、既存の契約規範は二当事者間の契約を基本モデルとして構築されてきたため、三当事者以上の契約に関する基礎理論は、ほぼ存在しない。その結果、現実の取引における三当事者以上の契約につき、その効力の解釈が不明確だけでなく、そうした契約を認定する判断枠組もなく、そうした契約が認識されることすら稀な状況にある。その中で、本研究では、申込み・承諾モデルを相対化した三当事者以上の契約締結態様を明確にするとともに、単純な交換関係にない給付義務の関連性について検討を行った。

研究成果の概要(英文)：The existing contract law is built on a basic model of a contract made by two parties, while three or more persons enter into a deal in practice. Therefore there is almost no basic theory of a contract made by three or more parties. It is consequently not only uncertain how such a contract is treated. But also this is rarely recognized in practice, because there is even no recognition criterion for this. In this research, firstly, it is theoretically clarified how a contract of three or more parties is completed, while relativizing the offer-acceptance-model. Secondly the connection among obligations from such a contract is considered.

研究分野：法学

キーワード：契約 多数当事者 契約の締結 組合 債務の牽連性 複合契約取引 履行障害 相殺契約

1. 研究開始当初の背景

(1) 既存の契約規範や解釈論は、二当事者間で行われる契約を基本モデルとして、展開されてきた。もちろん、従来も、三当事者以上の契約の存在は、一般的に承認されてきた。しかし、3人以上の当事者が想定される場合でも、債権者・債務者の一方又は双方が複数存在する状況を想定することがほとんどであり、契約の二極的対立構造が前提とされている。そもそも、契約締結形式の基本態様として、一方の当事者による申込みと他方の当事者による承諾という申込み・承諾モデルが語られること自体、二極的対立構造を契約の基本モデルとしていることの表れでもある。そのほか、民法典の中では、例外的に、三当事者以上を想定して規律されているのは、組合契約のみであった。

(2) 他方で、実際の社会では、一つの取引に3人以上の者が関与することが少なくない。しかし、三当事者以上の契約に関わる規律が構築されてこなかったため、ほとんどの取引は、裁判手続の中で、二当事者間の契約関係に置き換えられて処理されてきた。こうした解釈論が、三当事者以上の契約を認定することすら困難にし、二当事者間契約モデルでは汲み取りきれない個別事情に対する適切な法的評価を妨げてきたものと、強く懸念されるところとなっている。

(3) これに対し、3人以上の者が関与する取引の実態を法的に汲み取り、適切な評価・取扱いを行うために、古くより比較法の見地から、ドイツ法における「結合取引」ないし「契約結合」や、フランス法における「契約連鎖」ないし「複合契約」に関する議論についての研究が盛んに行われてきた。しかし、その多くは議論の紹介にとどまり、日本の法制度と整合する解釈とその理論的根拠の提示まで至っていない。

(4) 学説では、さらに、「複合契約取引」ないしは類似の名称の概念を用いて、複数の契約から構成される取引を巡る法的問題を分析する試みが、広く行われてきた。そこでは、複数契約の法的一体性や法的関連性を基礎づけるための解釈が探求されてきたが、いまだ見解の一致は見られない。その理由としては、各論者の提示する概念と検討対象とする取引に齟齬が見られる場合があることや、第三者与信型消費者信用取引の議論を、その特殊性を考慮することなく、その一般化が図られてきたことにあると考えられる。

2. 研究の目的

(1) こうした状況を受け、本研究では、特定の取引類型の特殊性を捨象し、抽象化した三当事者以上の契約を念頭に置き、その特殊性を分析・明確化したうえで、そうした契約のための基礎理論の構築に向けた考察を行い、三当事者以上の契約関係を適切に認定・評価しうる解釈論を検討した。その際、裁判実務への応用に支障が生じることを防止す

るため、基礎理論が過度に抽象的にならぬよう、実際の取引事例や裁判手続での事実認定を重視した。

(2) そのうえで、三当事者以上の契約に関し、その成立と効力に分けて、それぞれの理論的構造について、分析・検討を行うこととした。

3. 研究の方法

(1) 本研究では、第一に、民法典上の典型契約の中で、唯一、三当事者以上を当初から想定して規律されている組合契約を、三当事者以上の契約の基礎類型の一つとして、分析対象とすることとした。

(2) また、従来議論を考察する際には、学説の議論状況や判例法理を精査するだけでなく、下級審裁判例における個々の事実認定や事例の特殊性に対応した解釈にも注意を払うこととした。

(3) さらに、多角的な分析のための視座を得ることを目的として、ドイツ法の議論を比較法的手法によって分析・考察するものとした。

4. 研究成果

(1) 本研究では、まず、三当事者以上の契約について、その締結態様の理論的構造を検討した。二当事者間契約を基本モデルとする伝統的な契約理論においては、申込みと承諾の意思表示の交換が、契約成立の基本形態として位置づけられていた。他方、こうした申込み・承諾モデルを三当事者以上の組合契約に当てはめると、各当事者間の債権関係の発生のために、各当事者間での意思表示のやり取りが要求されることになる。しかし、これでは、組合契約の参加者が増加すればするほど、契約成立のために夥しい意思表示のやり取りが行われなければならないことになり、あまりに現実離れした説明になる。この点、組合の締結に関する説明を分析すると、契約が申込みと承諾により成立する旨の二当事者間モデルを基礎としながら、当事者が二手に分かれて合意をする対面構造を重視する見解と、全当事者間による意思表示の交換を要求する見解という、2つの異なる立場があった。また、近時では、申込み・承諾の形式によらない合意による契約成立態様の明文化が議論されていた。そのほか、組合契約の締結に関する裁判例を分析すると、単一の基準で契約成立が判断されているとは言い難い多様な事実認定が観察された。ただ、注目されるべき点として、裁判所は、民法典中の申込み・承諾モデルに拘泥することなく、事例ごとの事実状況において、当事者間の契約意思の合致があれば、柔軟に組合契約の成立を認めていた。こうした状況から、組合契約の締結態様は、当事者が二手に分かれて対面的に申込みと承諾を行う対面型、全ての当事者間で意思表示のやり取りが個別行的に行われる多面型、予め確定した契約内容に拘束

されることに当事者が同意する同意型の3類型を認めることができるものと導出し、かつ、こうした3類型は、三当事者以上の契約一般において適合的であるとの見解に至った。

(2) 続いて、この3類型の存在を前提として、意思表示の無効・取消しの取扱いをめぐる解釈問題をいくつか検討した。具体的には、一部当事者の意思表示に無効原因がある場合の契約の効力、一部当事者の意思表示に取消原因がある場合の取消しの方法、意思表示の無効・取消に関する第三者保護規定のもとでの他の当事者の地位である。については、組合契約につき従来から議論があったところ、平成29年の民法改正により、一部組合員の意思表示の無効・取消しが契約全体の無効を直ちにもたらすものではないことが、定められた(平成29年改正民法667条の3)。また、につき、取消し意思表示は、契約締結時の意思表示の態様に対応する必要はなく、重要なのは他の組合員における取消し意思表示の認識可能性であることを指摘した。さらに、については、組合契約の当事者であることのみを理由に第三者保護規定における「第三者」性が直ちに否定されるのではなく、無効・取消し原因への関与の有無を基準として個々の組合員ごとに「第三者」性が判断されるべきであり、その結果、組合契約中に保護されるべき者とそうでない者が混在することになった場合には、法が保護を与えようとしているものを基準に、契約全体の存続を基本とすべきことを主張した。そのうえで、これらの解釈問題に際しては、前記3類型ごとの解決の違いは生じず、かつ、これらの解釈問題に際しての議論が組合契約の特殊性による影響を受けていないことから、三当事者以上の契約一般に関する規律として位置づけられるとの見解を示した。ただし、こうした解釈問題は、あくまでも裁判所が三当事者以上の単一契約を認定することを前提とするものであり、この認定は、個別事例における具体的な事実関係の評価に依存することとなる。

(3) こうした契約締結段階における理論的構造については、組合契約の特殊性が影響を及ぼすことのない考察内容であったため、本研究での検討は、三当事者以上の契約一般に適用しうるものといえた。これに対し、成立した契約の効力に関する考察を行う上では、組合契約を巡る解釈論を単純に一般化することに、十分な注意を払う必要があるものと解される。なぜなら、組合契約に基づく法律関係においては、共同の事業の円滑な運営が重視される場面が少なくなく、こうした状況は組合契約に特有のものだからである。少し敷衍すると、組合契約での出資に関する履行障害をめぐる、同時履行の抗弁権や危険負担、債務不履行を理由とする法定解除に関する規定の適用の当否が、議論されていた。

その際に組合契約の特性として考慮されたのは、2点ある。一つは、組合員各自が負担する給付義務の対価性が希薄であること。二当事者間の双務契約であれば、各当事者は対価的に債務を負担し、それぞれの給付の交換により、各当事者は契約に基づく利益を取得する。他方で、三当事者以上の組合契約における各組合員の出資については、他の組合員の出資との交換という性格が薄い。そのため、当事者の債務負担の対価性を基礎とした規定の適用の当否が争われたという側面がある。また、もう一つは、一部組合員による出資義務の不履行を原因とする不公平の是正よりも、共同事業の安定的運営が重視されるべきこと。共同事業は、全組合員共通の契約目的であるため、一部の組合員による出資が未履行でも、他の組合員からの出資をもとに共同事業を運営していくことが優先されるべきとの価値判断がある。これにより、一部組合員の不履行があったとしても、他の組合員による履行拒絶や契約解除を認めるべきではないとの見解が基礎づけられていた。これらの観点のうち、債務負担の対価性の希薄さについては、二極対立関係にない三当事者以上の契約全てに当てはまりうる事情である。こうした契約では、単純な交換が行われるのではなく、給付の循環により、各当事者が契約上の利益を実現する場合もある。これに対し、共同事業の優位性については、組合特有の性質という色合いが強い。三当事者以上の契約のすべてにおいて全当事者に共通の目的を存在するわけではなく、むしろ、三当事者以上の場合も、各当事者が自身の個人的利益のためだけに契約をすることのほうが多いと考えられる。こうしたことから、組合契約の効力に関する解釈論をより一般化するには、その解釈論が、債務負担の対価性の希薄さを基礎としているのか、それとも、共同事業という全当事者の共通目的の重視に重点を置いているのかを、注意深く見定める必要がある。なお、平成29年の民法改正によりでは、組合員の債務不履行について、同時履行の抗弁権や危険負担、債務不履行を理由とする法定解除に関する規定の適用を排除する取扱いが、民法の立場として採用された(平成29年改正民法667条の2)。

(4) このように、三当事者以上の契約の効力論を検討するうえで、組合契約に関する議論を参照する手法には、自ずと限界がある。そのため、組合以外の現実の契約類型にも目を向ける必要がある。そうした考察の材料として、三当事者以上の相殺契約の取扱いに関する検討を進めることとした。双務契約上の債務には牽連性と呼ばれる相互依存性が認識されており、先に触れた組合契約上の債務負担について対価性が希薄しているという特徴は、債務の牽連性の希薄さと言い換えることができるものである。他方で、相殺に供される債務には、何らの関連性も要求されことなく、相殺が認められている。それにも

かかわらず、相殺の対外的効力が論じられる際には、「相殺を期待する利益」を考慮する立場が古くから存在する。そこで考慮されている事情の本質が、単なる当事者の主観的な取引上の判断なのか、それとも債務間の特別な関連性なのかについては、争いのあるところであり、そうした関連性を契約により創設しうるのか、それとも、相殺契約は締結以前に存在する複数の債務間の関連性を確認的に強化しようとするものであるかを巡り、なお議論の余地が存在する。こうした議論について見方を変えれば、一つの契約中の複数の債務の関連性が希薄化している組合契約と対照的に、ここでは、異なる発生原因に基づく複数の債務の関連性を、一つの契約を介して強化し、法的取扱いの確実性を確保しようとする動きがあるともいえる。複数債務の法的相互依存関係が、単一契約内での対価性のみを依拠するのか、それとも、対価性以外の何らかの関係性によってもたらされうるのか、この問題は、3人以上が関与する取引関係を法的観点から適切に認識するうえでも、また、その認識に基づき相応の法的取扱いをするための解釈論としても、非常に興味深いものと解される。そこで、三当事者以上の相殺契約に供される複数の債務の関連性に関して、ドイツでの議論も参照しながら、さらに検討を進めているところであり、早期に成果を公表する予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計1件)

岡本 裕樹 他、信山社出版、21世紀民法学の挑戦(下巻)、2018、880、pp.167-193

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：

種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

岡本 裕樹 (OKAMOTO, Hiroki)

筑波大学・ビジネスサイエンス系・教授

研究者番号： 90372523